

アンチダンピング（AD）措置の効果と活用

令和元年7月

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室

1. 基本編

2. 実践編

1. 基本編

- AD措置とは何か
- AD措置の様々な効果
- 世界各国で活用されるAD措置
- 日本でのAD措置活用事例
- AD措置の使い方（申請～調査～発動）
- AD措置について何でもご相談ください！

2. 実践編

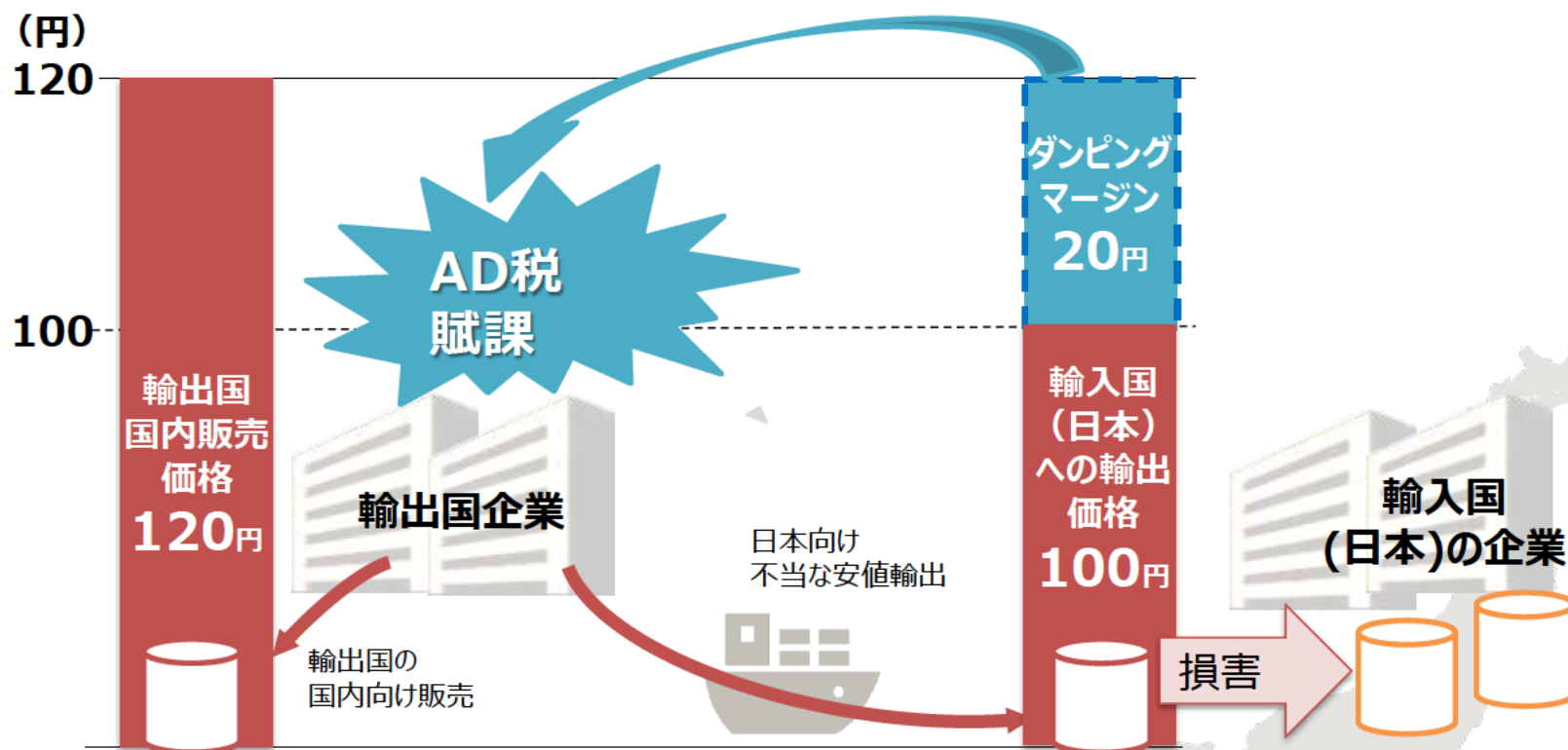
アンチダンピング(AD)措置とは何か



これは、WTO協定で世界的に認められた措置です！

- 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国（日本）の国内産業に損害を与えている場合に、その価格差に相当する関税を賦課できる措置。

イメージ



AD措置による効果

- AD措置によりダンピング品の価格を是正することで、①ダンピング品の輸入が著しく減少し、②ダンピング品と競合する国産品の国内販売価格の持ち直し等が実現できるだけでなく、③企業全体へのプラス効果も期待できる。

STEP①

AD措置発動 =
ダンピング品に対
する関税の賦課

STEP②

ダンピング品の輸
入量が著しく減少

STEP③

ダンピング品と競合する国産品の
・価格の持ち直し
・販売数量の回復
・生産拠点の維持

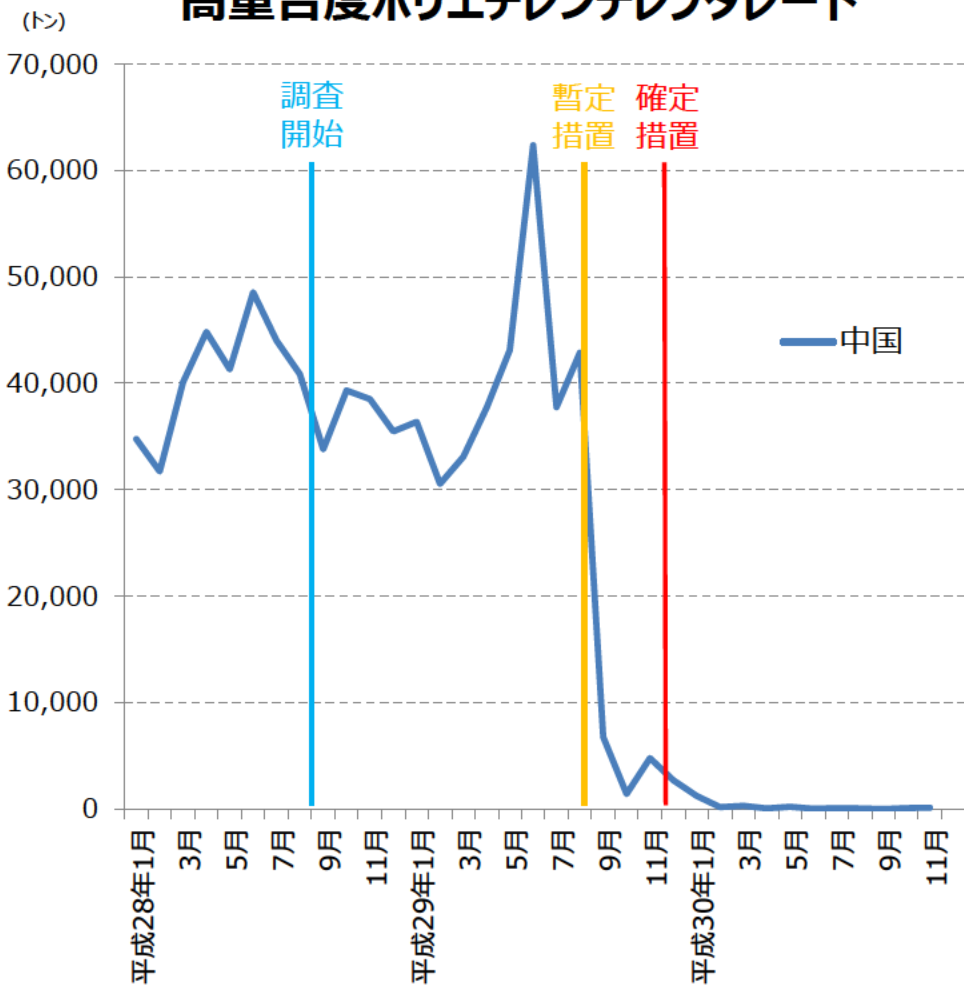
STEP④

企業全体への
プラス効果
・収益への貢献
・成長分野への
投資余力UP

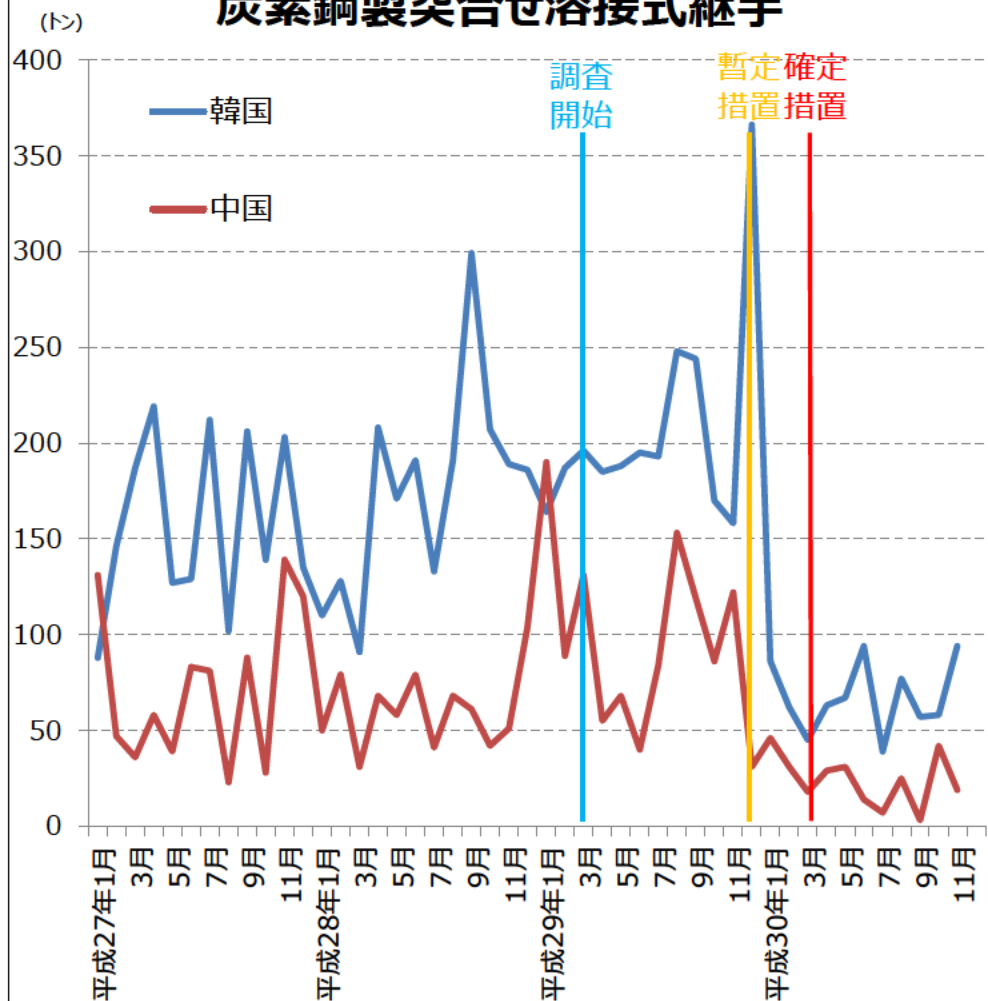
AD措置による効果 STEP①ダンピング品の輸入量が著しく減少

- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少。

高重合度ポリエチレンテレフタレート



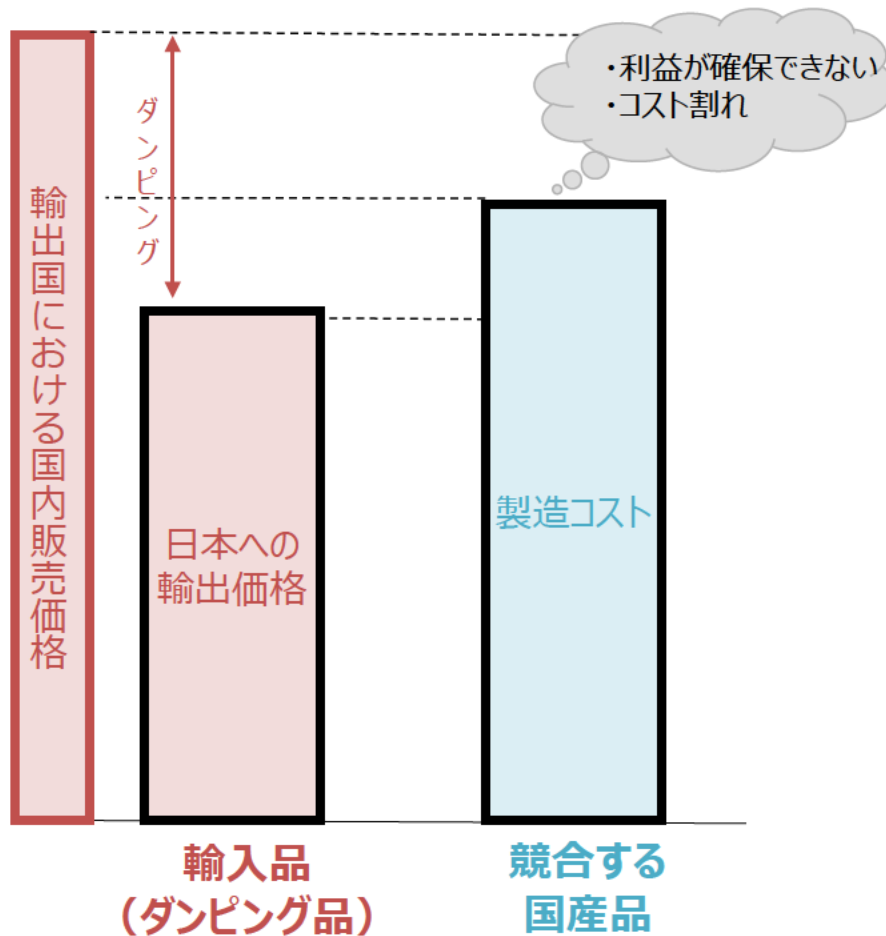
炭素鋼製突合せ溶接式継手



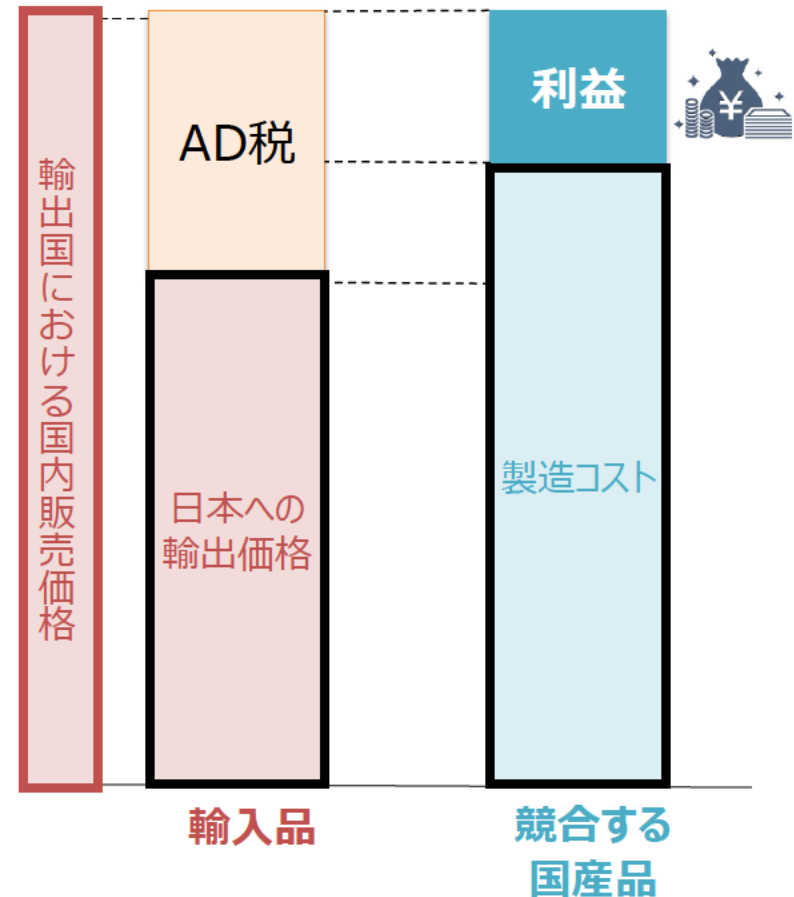
AD措置による効果 STEP② 国産品の価格の持ち直し

- AD措置により、ダンピング品にAD税が課されることで、ダンピング品と競合していた国産品について、適正な価格設定が可能となり、利益を確保できるように。

【AD措置発動前】



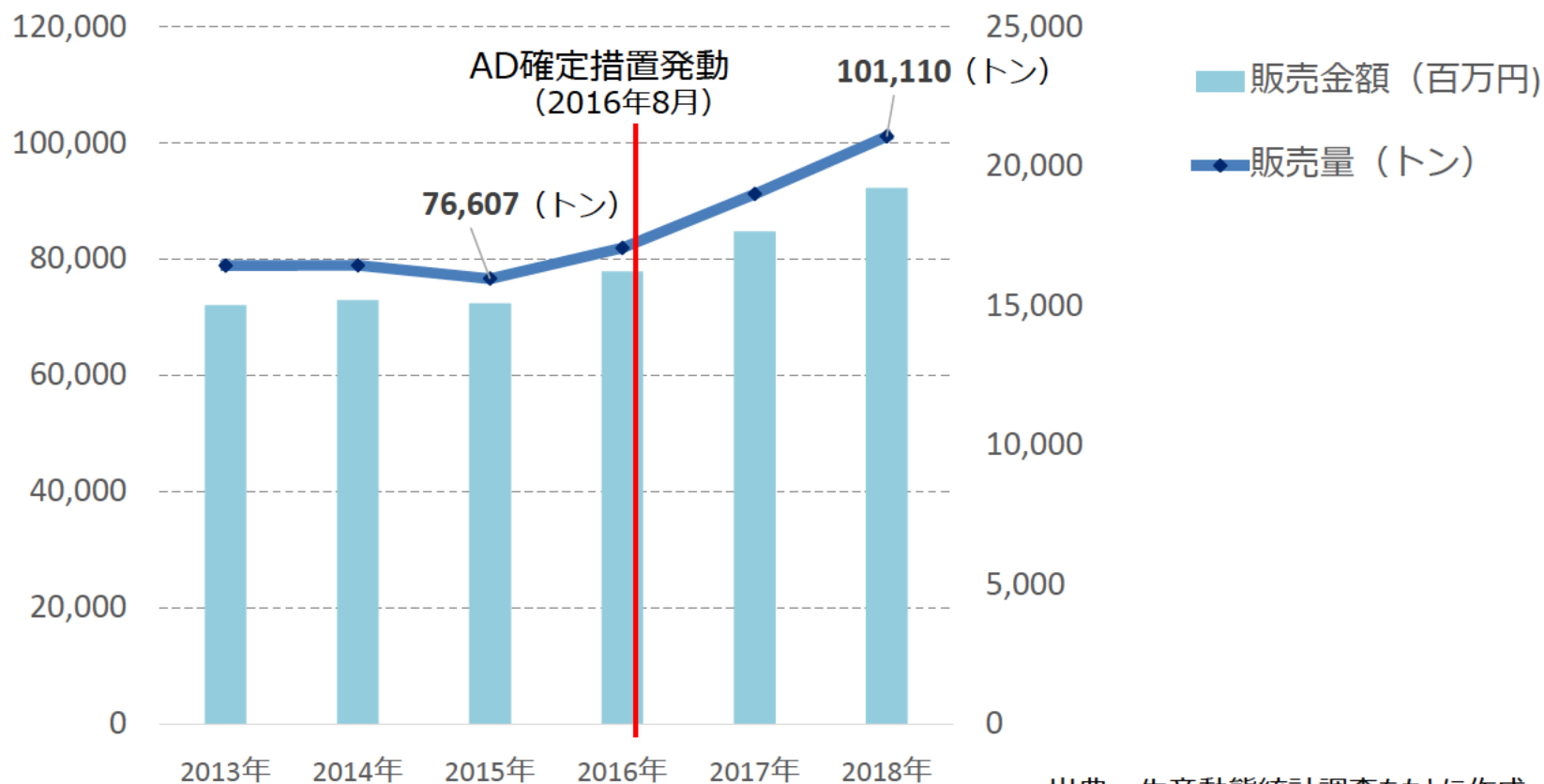
【AD措置発動後】



AD措置による効果 STEP②国産品の販売数量の回復

- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少することで、国産品の国内販売数量が回復し、売上が増加。

水酸化カリウムの国産品販売数量・額の推移



出典：生産動態統計調査をもとに作成

AD措置による効果 STEP③企業全体へのプラス効果

- ダンピング品と競合する国産品の生産基盤が安定することにより、高付加価値製品の生産等、成長分野に経営資源を投じることが可能に。

東ソーが死守した素材、電気自動車向けに開花

【出典】東洋経済オンライン（2011.3.4）

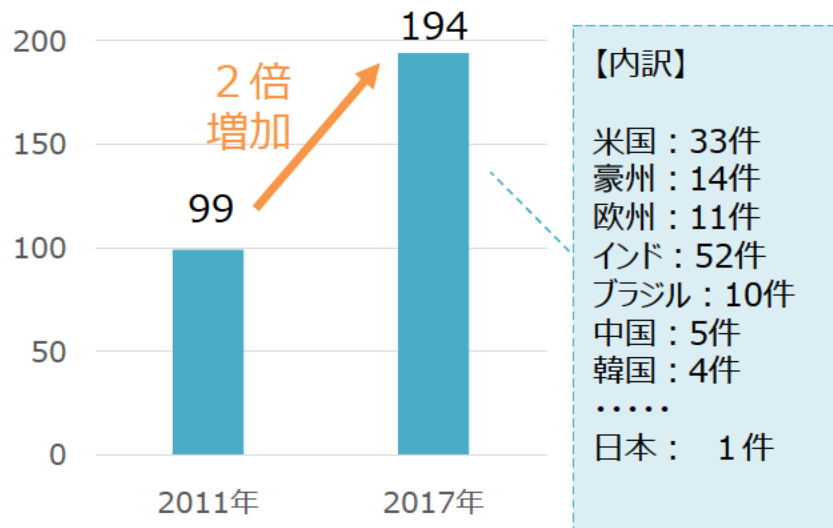


E Vをめぐる世界の自動車メーカーの動きは活発だ。…心臓部のリチウムイオン電池もその一つ。…この喧噪の中、E V向けリチウムイオン電池のある素材で独走態勢を見せる企業がある。総合化学メーカーの東ソーだ。正極材の素材の一つであるマンガン酸リチウム（LMO）。その原料となる「電解二酸化マンガン」を日本で唯一生産する、この分野での世界最大手メーカーだ。…今でこそ脚光を浴びるものの「撤退の危機もあった」と宇田川憲一社長は明かす。…2000年を迎えるとコンピュータが誤作動する可能性があるとして「2000年問題」に備え、非常用電源向け乾電池需要が急増。…結局大きな混乱は起こらず、乾電池は余り、電解二酸化マンガンの需給バランスは崩れた。そこに、中国の乾電池、電解二酸化マンガンメーカーが安売り攻勢を仕掛けてきた。日本の電解二酸化マンガンメーカーの採算は悪化。東ソーだけが猛攻に耐えられたのには、経済産業省を巻き込んで、中国などを相手に不当廉売（アンチダンピング）関税を仕掛けたのだ。東ソーは07年にこれを申請し、08年に関税が発動。その結果、東ソーの電解二酸化マンガン事業は黒字へ復活した。

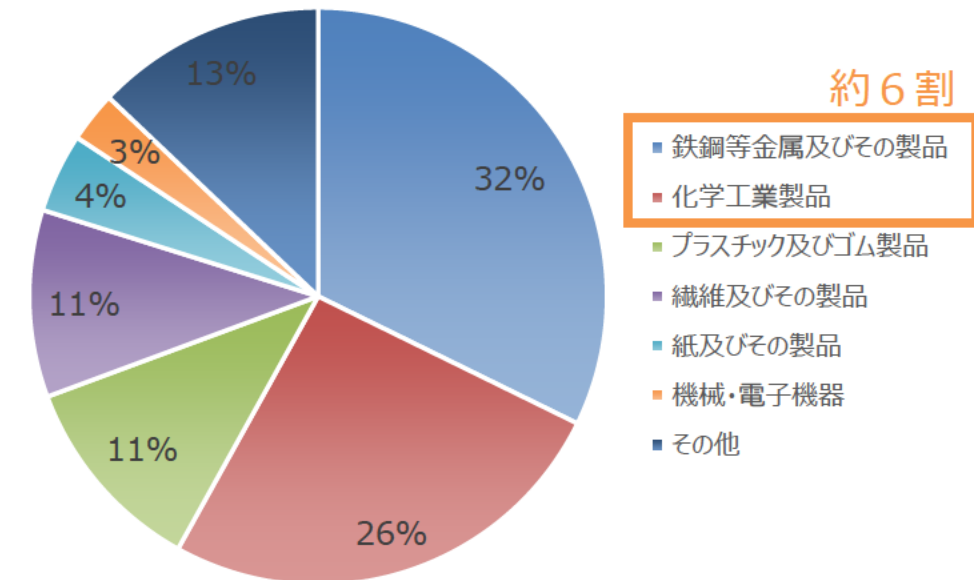
AD措置は世界各国で活用されている

- 世界各国ではAD措置が積極的に活用されており、特に近年は件数が約2倍に増加。
- AD措置の対象製品について制限はなく、農林水産物から鉱工業製品に至るまで幅広く対象となり得る。世界的には鉄鋼等金属と化学工業製品の活用で約6割を占める。

世界全体でのAD措置発動件数



セクター別発動件数（2017）



AD措置は我が国でも活発に使われるツールに



直近の調査案件については、ADニュースレター（後述）においてシリーズで紹介中です！

- 我が国では近年、AD調査・措置の発動が活発化。中小企業や業界団体による申請事例や、課税期間を延長した事例も存在。

【我が国のAD措置発動案件（1995年以降）】

対象産品	対象国	課税期間	申請者
綿糸	パキスタン	1995.8 - 1999.7	日本紡績協会
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	2002.7.- 2012.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)
電解二酸化マンガン	オーストラリア	2008.9 - 2013.8	東ソー日向(株)、東ソー(株)
	スペイン・南アフリカ	2008.9 - 2019.3	
	中国	2008.9 - 2024.2	
トルエンジイソシアナート	中国	2015.4 - 2020.4	三井化学株式会社
水酸化カリウム	韓国・中国	2016.8 - 2021.8	カリ電解工業会
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国	2017.12 - 2022.12	三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国・中国	2018.3 - 2023.3	株式会社バンカン機工、日本バンド株式会社、古林工業株式会社

措置発動が活発化

【参考】中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートへのAD措置

- 他国（米国）のAD措置発動による影響を、AD課税により低減させた例

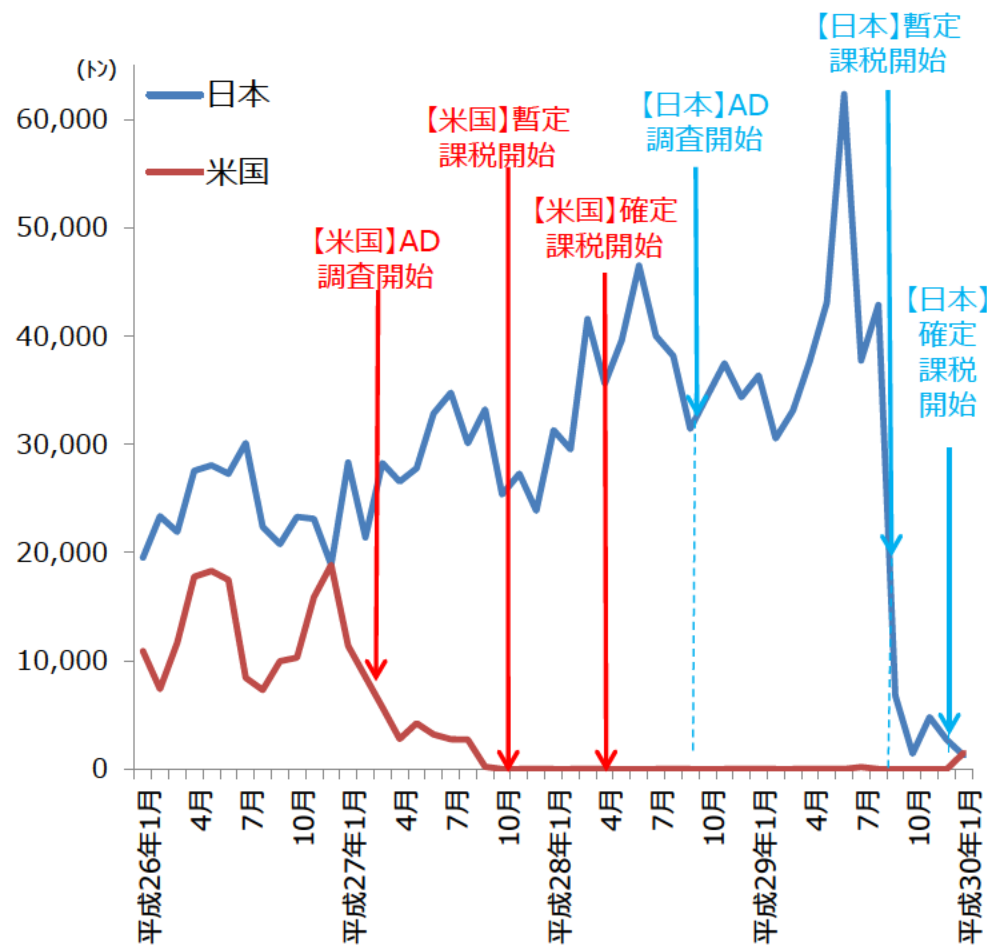
【措置の概要】

- ・申請者：三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社
- ・調査対象国：中国
- ・税率：39.8 ～ 53.0%
- ・課税期間：2017年12月28日～2022年12月27日
要件が揃えば延長可
- ・用途：飲料用をはじめとしたボトルやシートに加工される



写真出典：KISCO株式会社HP

【輸入量の推移】



【参考】韓国産・中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手へのAD措置

● 中小企業からの申請によりAD課税が実現した例

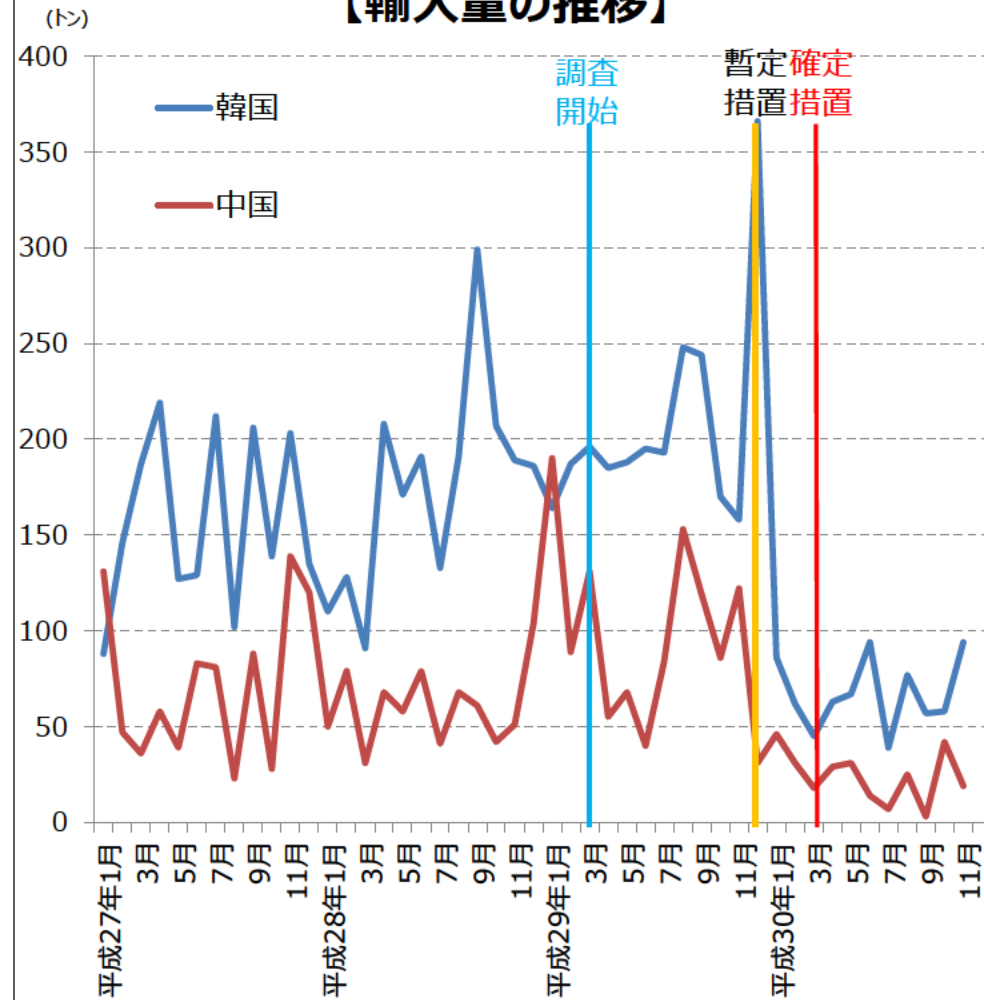
【措置の概要】

- 申請者：株式会社ベンカン機工、日本バンド株式会社、古林工業株式会社
- 調査対象国：韓国、中国
- 税率：韓国 41.8 ~ 69.2%、中国 57.3%
- 課税期間：2018年3月31日～2023年3月30日
要件が揃えば延長可
- 用途：配管の管と管を接続する配管部材に使われる



写真出典：株式会社ベンカン機工HPより

【輸入量の推移】



AD措置の使い方（申請～調査～発動の概要）

- AD措置は、原則、民間事業者からの申請と、政府による調査を経て、要件を満たせば発動される。課税期間は原則として5年、延長も可能。
- AD措置発動の要件は以下3つ。民間事業者は、申請書を作成することや、調査段階において政府からの質問状に回答すること等が求められる。

AD措置発動の3要件

① ダumping

(例)

輸出国国内向け販売価格：120円

日本向け輸出価格：100円

ダumpingマージン率：20% = $(120-100)/100$

③ 両者の因果関係

ダumping以外の要因（第三国からの輸入、需要の変化、消費態様の変化等）を検討。

② 国内産業への損害

輸入量の推移や国産品価格への影響、損害指標（販売、利潤等）について検証。

申請～発動にあたって必要となる作業

① 【申請書の作成】

ダumping、国内産業への損害、両者の因果関係について、合理的に入手できる情報を基に説明する
★申請書作成の手引きやモデル申請書をご用意しています！

② 【質問状への回答等】

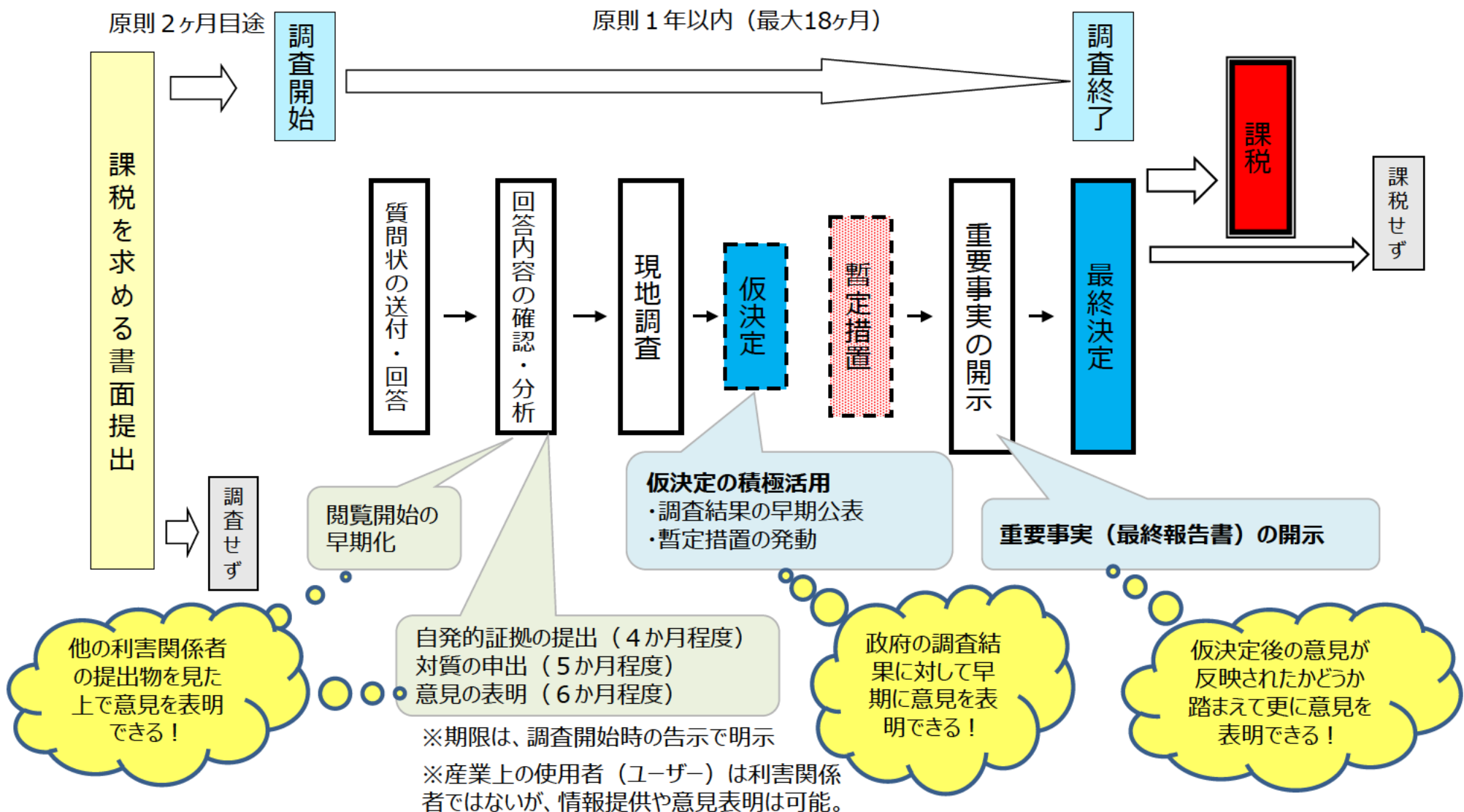
調査当局が左記の発動要件を認定するための質問に回答、裏付ける資料を提出

③ 【その他証拠・意見の提出等】

他の利害関係者（例：輸出国生産者）による相対する主張への意見や証拠を、調査当局に提出

※AD措置発動の3要件については、実践編で詳しくご説明します。

【参考】AD調査プロセスの詳細



【FAQ】申請にあたっては業界内での合意が必要ですか？

- 申請段階・調査開始段階においては業界内の一定の合意が必要となる場合があります。
調査開始時の要件の確認については、政府が行うことも可能です。

申請時に必要となる要件

$$\frac{\text{申請者の生産高}(\ast)}{\text{国内総生産高}(\ast)} \geq 25\%$$

※ここでは、「輸入生産者」等の生産高は除かれます。（「調査開始時に必要となる要件」についても同様です。）

* 業界団体で申請を行う場合は、**団体の構成員の2以上の者が調査対象製品を生産していることが必要**です。

調査開始時に必要となる要件

$$\text{申請を支持する国内生産者の生産高} > \text{申請に反対する国内生産者の生産高}(\ast)$$

※申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮されません。

【FAQ】申請～調査の負担は具体的にどの程度なのでしょうか？

- ケースにより異なりますが、

申請段階において、申請書作成の手引きやモデル申請書を参照いただく

※経済産業省HPで公開しています！

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/index.html

経済産業省の事前相談窓口サービスを活用する

社内体制を適切に構築する

弁護士や会計士等の外部サービスを活用する

こと等により、負担を軽減することができます。



複数の部署が互いに協力しあうことで、対応に係るコストを極力抑えました。具体的には、製品についての知識を豊富に持つ事業部門・生産部門、輸入品動向について詳しい営業部門、社内の財務データの処理担当としての経理部門から1名ずつ担当者を出して対応しました。担当者は通常業務との兼務としました。

複数社で申請をしたこともあり、申請段階から弁護士を立てました。データの収集や意見提出に係る対応等、効率的に行うことができました。



手引きやモデル申請書を活用することで、弁護士に依頼をせず、独力で申請書を作成することができました。

AD措置について何でもご相談ください！

- 経済産業省特殊関税等調査室の相談窓口 (qqfcbk@meti.go.jp) に、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。

ご相談内容の例

こんな事例はありませんか？

- 競合製品が信じられないほどの安値で輸入されていることが発覚
- 取引先から、「輸入品はこれだけ安いので国産品も価格を下げないと買えない」と言われた
- 諸外国への輸出価格の中でも、日本への輸出価格が特に安い
- 他国でAD調査が始まり、その対象となった製品の日本への輸出が増えているように思われる
- 不当廉売の疑いがある気がするが確証が持てない。どこまで調べれば良いのかわからない
- 申請を検討したいが、何から手を付けたらよいかかわからない

※一部の御相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。
その場合は、担当部署をお伝えさせていただきます。

経済産業省から情報も発信しています！

- ① **ADニュースレター（2か月に1回程度メール配信）**
日本のAD措置のケース紹介や、有識者によるスペシャルコンテンツ、モニタリングシステムの紹介、主要国におけるAD措置の状況等について情報を発信



【購読申込方法】

1. 左のQRコードを読み取る
2. メールアドレスの登録を行う（仮登録）
3. 上記アドレス宛に届くメールにある手順に沿って本登録を行う ⇒購読申込完了！

- ② **一般公開セミナーの開催（年2回）**
経済産業省からの制度説明に加え、産業界や法曹界、世界の調査当局等からゲストを呼び実務に関する議論等を展開 ※ご要望に応じて個別セミナーや相談会の開催も可能です

- ③ **経済産業省HP（貿易救済措置）[リニューアル!]**
モデル申請書や申請の手引き、輸入動向モニタリングシステム、過去のADニュースレター等様々なコンテンツを提供中「貿易救済措置」で検索！

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html

【参考】輸入動向を調べるモニタリングシステムの提供

- 経済産業省HP（貿易救済措置）内において、特定の輸入統計品目番号について、輸入動向を簡単にチェックできる「モニタリングシステム」を提供中。（ID登録作業等不要）

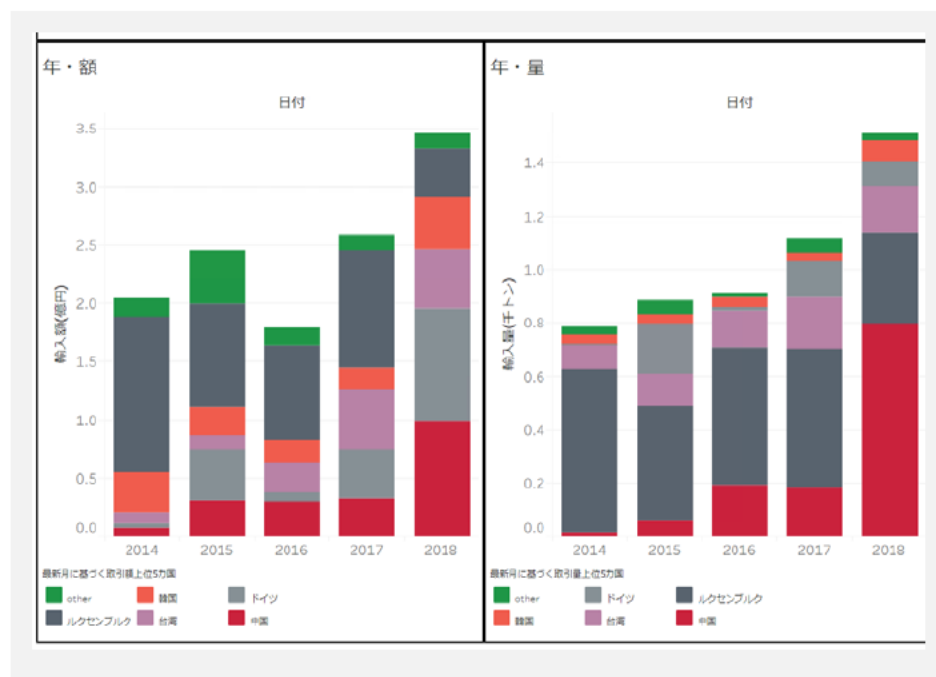
システムの使い方

- ① 経済産業省HP（貿易救済措置）にアクセス
- ② トップページから「輸入動向を調べる モニタリングシステム」をクリック
- ③ 輸入動向を調べたい輸入統計品目番号（HSコード）が27～40（化学）、47～48（紙）、54～56（合成繊維）、70（ガラス）、72～81（鉄・非鉄）である場合は「ADで使用されることが多い品目」を、異なる場合は「それ以外の品目」を選択。
- ④ HSコードの上2桁「類」を指定し、その後9桁の番号を指定。
- ⑤ 右上のタブ「期間指定」で月次表示または年次表示を選択。

>> 完了！（グラフが表示される）

※本モニタリングシステムは、財務省の貿易統計データを基に作成しています

出力されるグラフの例



- （出力されたグラフを見れば）特定の国からの輸入量が数年前から急激に伸びている
- 確かに数年前から、営業の現場では、その国の輸入品の価格を引き合いに値下げ交渉をされるようになったといったように、社内でAD申請を検討するきっかけとなります。

1. 基本編

2. 実践編

1. 基本編

2. 実践編

- 申請に必要なとなる主な情報
- 調査対象製品の定義
- ダンピングマージンの算出
- 国内産業への損害
- 因果関係
- AD措置について何でもご相談ください！

申請に必要なとなる主な情報

「合理的に入手可能な」情報で記載

① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

① ダumping

以下を用いてダumpingマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- 日本向け輸出価格（ベース：貿易統計等）
- 正常価格（輸出国国内販売価格）（ベース：業界紙等）
- これらと比較するにあたって控除すべき経費等



③ 両者の因果関係

営業現場での声（例：輸入品を引き合いに出され失注が増加している）

ダumping以外の要因の説明（例：第三国からの輸入量、第三国品の日本国内での販売価格）

② 国内産業への損害

原則過去3年以上、以下の項目を検証

- 調査対象製品の輸入量の推移（ベース：国内統計、貿易統計等）
- 日本国内での需要量、国産品・輸入品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）
- 損害15指標の総合的な評価（1販売、2利潤、3生産高、4市場占拠率、5生産性、6投資収益若しくは7操業度における現実の及び潜在的な低下、8資金流入、9在庫、10雇用、11賃金、12成長、13資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、14国内価格に影響を及ぼす要因又は15ダumpingの価格差）（ベース：日本の生産者の財務データ）

調査対象製品に係る情報を収集

【参考】モデル申請書の構成

- 前頁で示した「申請に必要となる主な情報」と、経済産業省HPで公開している「モデル申請書」の対応関係は以下のとおり。

申請に必要となる主な情報（再掲）

モデル申請書の目次

① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

① ダumping

以下を用いてダumpingマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- 日本向け輸出価格
- 正常価格（輸出国国内販売価格）
- 控除費用等

③ 両者の因果関係

営業現場での声
ダumping以外の要因の説明

② 国内産業への損害

原則過去3年以上、以下の項目を検証

- 調査対象製品の輸入量の推移
- 国産品・輸入品の価格比較
- 損害15指標

1.	申請者の氏名又は名称及び住所又は居所.....	1
2.	不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴.....	1
2-1.	不当廉売された貨物の品名.....	1
2-2.	不当廉売された貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号.....	1
2-3.	不当廉売された貨物の銘柄、型式及び特徴.....	1
3.	不当廉売された貨物の供給者又は供給国.....	3
4.	本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情.....	3
4-1.	本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物.....	3
4-2.	申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明.....	5
5.	不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要.....	6
5-1.	不当廉売された貨物の輸入の事実.....	6
5-1-1.	正常価格.....	6
5-1-2.	本邦向け輸出価格.....	7
5-1-3.	不当廉売差額（ダumping・マージン）.....	8
5-2.	不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要.....	9
5-2-1.	不当廉売された貨物の輸入量.....	9
5-2-2.	不当廉売された貨物の輸入が本邦産の同種の貨物の価格に及ぼす影響.....	9
5-2-3.	不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	10
5-2-4.	因果関係.....	11
6.	本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由.....	12
7.	関税定率法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況.....	13
8.	その他参考となるべき事項.....	13
8-1.	不当廉売された貨物の輸入者.....	13
8-2.	不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等.....	13
8-3.	不当廉売された貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体.....	13
8-4.	不当廉売された貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況.....	14

調査対象製品の定義

ダumping

国内産業への損害

因果関係



① 調査対象製品の定義

- 調査対象製品は、物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討して特定する。
- 調査対象製品の範囲は、輸入統計品目番号と一致している必要はなく、一部のみを対象とすることもできる。その場合、税関で区別できること（目視や成分表での判別が可能等）が必要となる。

調査対象製品の定義（範囲）には注意が必要

同一の輸入統計品目番号に3種類の製品が含まれる場合



製品 A

国産品に損害を与えていると考えられる製品



製品 B

Aの類似品



製品 C

- 調査対象製品をAのみとした場合：課税対象がAのみとなり、課税措置発動後に、Bに切り替えが行なわれ、ダンピング輸入（迂回）される可能性
- 調査対象製品をA・B・C全てとした場合：国産品のB,Cに損害が生じていない等、ダンピング品による損害を立証することが難しくなる可能性

調査対象製品の定義は申請・調査・課税に影響



- 申請段階において、申請者が収集するのは調査対象製品（輸入品・輸入品に対応する国産品）に係る情報
- 申請段階においては、申請者が、国内生産高の25%以上のシェアを持っていることが必要
- 調査開始段階においては、申請を支持する国内生産者の生産高 > 反対する者の生産高となることが必要
- 課税対象は、調査対象製品のみ
- 課税を延長する場合、調査対象製品の定義は変更しない

【FAQ】申請にあたっては業界内での合意が必要ですか？

- 申請段階・調査開始段階においては業界内の一定の合意が必要となる場合があります。
調査開始時の要件の確認については、政府が行うことも可能です。

申請時に必要となる要件

$$\frac{\text{申請者の生産高 (※)}}{\text{国内総生産高 (※)}} \geq 25\%$$

※ここでは、「輸入生産者」等の生産高は除かれます。（「調査開始時に必要となる要件」についても同様です。）

* 業界団体で申請を行う場合は、**団体の構成員の2以上の者が調査対象製品を生産していることが必要**です。

調査開始時に必要となる要件

$$\text{申請を支持する国内生産者の生産高} > \text{申請に反対する国内生産者の生産高 (※)}$$

※申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮されません。

【FAQ】複数国を対象として同時に申請することはできますか？

税率は国ごとに決まるのですか？

- 複数国を調査対象国とすることは可能です。申請書では、ダンピングについては国ごとに算定し、国内産業への損害については全体で（対象国からの輸入による影響を全て合算して*）論述することとなります。*合算は、一定の条件（各国のダンピングマージンが2%以上であること、各国からの輸入量が無視できない量であること等）が満たされる場合のみ認められます。
- 調査結果を踏まえ、税率は海外供給者ごと（調査対象国の企業ごと）に決まります。

【炭素鋼製突合せ溶接式継手のケース（調査結果）】

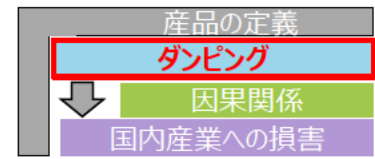
企業	ダンピング マージン率
中国企業 A,B,C,D,E,F,G	60.84
その他の中国企業	60.84
韓国企業 A	43.51
韓国企業 B,C	73.51
その他の韓国企業	73.51

対象国は中国
と韓国の2つ

同一国であっても、
企業毎に異なる
ダンピングマージ
ン率に

(注) 課税の延長に係る申請・調査時において、調査対象国を新たに追加することはできません。
(調査対象国を新たに追加する場合は、別途の申請・調査が必要です。)

①ダンピングマージンの算出



- ダンピングマージンは、日本向け輸出価格と正常価格を用いて計算する。
- 正常価格は、原則、輸出国の国内販売価格を使用するが、一定の条件下では、別の価格を使うことも可能。

$$\text{ダンピングマージン(DM)率} = \frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} = \frac{120\text{円} - 100\text{円}}{100\text{円}} = 20\%$$

(不当廉売差額率)

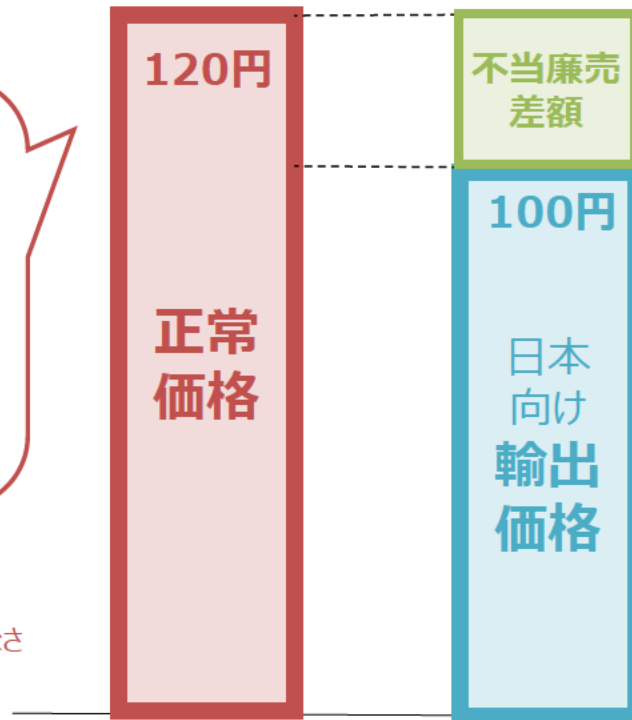
原則：輸出国国内販売価格

※一定の条件*下で

- 第三国輸出価格
- 構成価格（製造原価・販管費・利潤の積み上げ）

も利用できる


*一定の条件：例えば、輸出国国内において販売がなされていない場合等



※日本向け輸出価格（CIFベース）を加重平均したのから、控除すべき経費等を調整する必要。

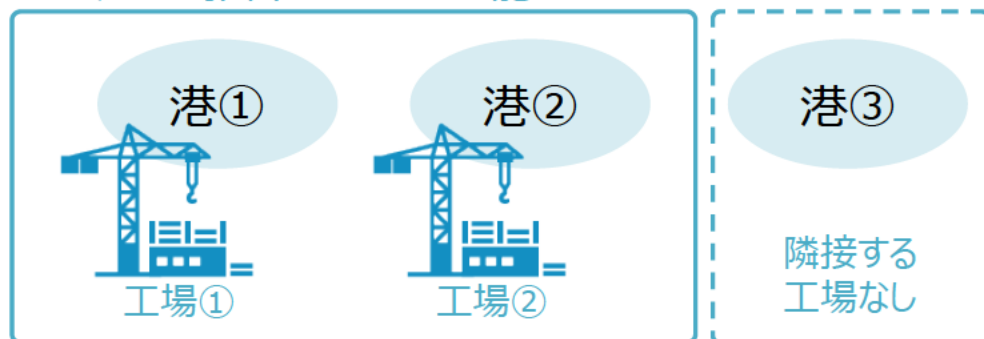
【FAQ】申請書作成時に、価格情報はどのように収集するのでしょうか？

正常価格（原則：輸出国国内販売価格）

- 輸出国国内販売価格の情報は、下記のデータソース等から得ることが可能。
 - 輸出国内の業界紙や入札用の情報誌（公開情報）
 - 調査会社による調査結果
- 
- 輸出国国内において販売がなされていない場合等、国内販売価格が入手できない場合は、第三国輸出価格や構成価格（製造原価・販管費・利潤の積み上げ）を利用
 - 中国の場合には、例外が適用可能

（日本向け）輸出価格

- 日本向け輸出価格の情報は、下記のデータソース等から得ることが可能。
- 財務省貿易統計（e-Stat > 組織から検索で財務省 > 普通貿易統計 > 貿易統計_全国分から検索）
- 国連の貿易通関データ（<https://comtrade.un.org/pb/>）
- Global Trade Atlas（有料）
- 輸出国通関データ（調査会社等から購入、有料）
- 【応用】輸入統計品目番号の一部を調査対象産品とした場合等、全国分の貿易統計情報だけでは産品の価格が算出できない場合、港別統計情報を使用して推計することも可能



大型需要家である工場①・工場②が隣接する港①・港②の輸入品＝調査対象産品とみなして計算

① ダンピングマージンの算出（輸出価格の算出）

- 「正常価格」と「輸出価格」は同じ貿易段階で比較する。原則、工場出荷段階の価格に揃える。
- 調査対象者の輸出価格は、出発価格（輸出価格算定の出発点となる価格）から工場出荷後に発生した費用等（国内運賃、保険料等）を控除して算出する。
- 調査対象者は、質問状回答において控除対象となる各費用を回答する。 調査当局は、現地調査でサンプル取引につき証憑の提出を求め、回答の正確性を検証する。

輸出国の生産者

輸出国の港

日本の港

貿易段階

工場出荷段階

FOB

CIF/CFR

発生する費用

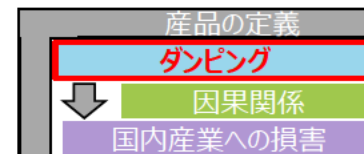
輸出国内運賃
輸出国内保険料

輸出国内
荷役・通関費等

国際運賃
国際保険料



①ダンピングマージンの算出（具体例）



【正常価格】

項目	価格
国内販売価格【客先軒先渡し】 （A国の通貨ベース）	139.15
－物品税（10%）	126.50
－仲介者の手数料（10%）	115.00
－国内運賃、保険料(15%)	100.00
【計算結果（正常価格）】	100.00

【輸出価格】

項目	価格
輸入価格【CIF価格】 （A国の通貨ベース）	93.32
－海上運賃・保険料（2%）	96.40
－船積諸掛り（3%）	93.60
－輸出国内輸送費（4%）	90.00
【計算結果（輸出価格）】	90.00

$$\text{ダンピングマージン(DM)率} = \frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} = \frac{100.00\text{円} - 90.00\text{円}}{90.00\text{円}} = 11.1\%$$

（不当廉売差額率）



②国内産業への損害

- 国内産業への損害については、以下 3 つについて検討することが必要。
 - i. **数量効果**：ダンピング輸入の絶対的な増加、国産品との関係での相対的な増加の有無を検討。
 - ii. **価格効果**：輸入品による国産品価格の下回り、価格の押し下げ又は価格上昇の抑制が生じているかを検討。
 - iii. **損害15指標**：1 販売、2 利潤、3 生産高、4 市場占拠率、5 生産性、6 投資収益若しくは7 操業度における現実及び潜在的な低下、8 資金流出入、9 在庫、10 雇用、11 賃金、12 成長、13 資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実及び潜在的な悪影響、14 国内価格に影響を及ぼす要因又は15ダンピングの価格差を検討。
- 損害15指標については、全てが単調に悪化しなければならないわけではなく、総合的に評価できる。



次頁で具体的な例をご紹介します！

②国内産業への損害（数量効果・価格効果の例）

数量効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	対X年度
				全世界輸入量
A国からの輸入量	215千MT	263千MT	441千MT	+105.1%
全世界輸入量に占めるA国の割合	81.7%	85.9%	92.3%	+10.6ポイント
国内需要量*	754千MT	758千MT	765千MT	+1.5%
国内需要量に占めるA国産品の市場占拠率	28.5%	34.7%	57.6%	+29.1ポイント

*国内需要量については、業界団体が集計する統計情報や生産動態統計が活用可

価格効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	対X年度
				国産品の国内販売価格
輸入品の国内販売価格	165円	158円	154円	▲7.1%
国産品と輸入品の販売価格差	15円	17円	19円	+26.7%
国産品と輸入品の販売価格差率	8.3%	9.7%	11.0%	+32.5ポイント

②国内産業への損害（損害15指標の例）

損害指標の例		X年度		X+1年度	X+2年度	対X年度
国産品の国内販売量		539千MT		495千MT	324千MT	▲39.9%
国産品の市場占拠率[国産品の国内販売量 / 国内需要量]		71.5%		65.3%	42.4%	▲29.1ポイント
国産品の自家消費量		100千MT		97千MT	98千MT	▲2%
国産品の国内販売額		80百万円		70百万円	40百万円	▲50%
国産品の自家消費額		17百万円		17百万円	16百万円	▲5%
売上高 (国内販売額 + 自家消費額)		97百万円		87百万円	56百万円	▲42%
利潤(利益)	営業利益	9.7百万円		4.9百万円	▲3.1百万円	正→負
	経常利益	8.2百万円		3.3百万円	▲2.7百万円	正→負
生産高(量)		786千MT		693千MT	603千MT	▲23.3%
生産性	[生産量 / 雇用]	8.73千MT		7.97千MT	7.54千MT	▲13.6%
投資	設備投資額[該当貨物部分]	15百万円		15百万円	13百万円	▲13.3%
	投資率[上記投資額 / 全社投資額]	7.4%		4.3%	1.6%	▲5.8ポイント
投資収益	[営業利益 / 設備投資額]	14.2%		5.9%	▲9.8%	▲24.0ポイント
	[経常利益 / 設備投資額]	11.5%		8.3%	▲6.8%	▲12.1ポイント
操業度（稼働率） [生産量 / 生産能力（800千MT）]		98.3%		86.6%	75.4%	▲22.9ポイント
キャッシュフロー（営業）		90百万円		87百万円	▲18百万円	▲108百万円
期末在庫	期首	期末	158千MT	118千MT	+10.3%	
	10千MT	107千MT				
雇用		90人		87人	80人	▲11.1%
賃金		335千円		330千円	325千円	▲3%
成長		生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。				
資金調達能力		新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。				

②国内産業への損害（損害15指標の例）

損害指標の例		ポイント
国産品の国内販売量		自家消費分（後述）を除外
国産品の市場占拠率[国産品の国内販売量 / 国内需要量]		
国産品の自家消費量		生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載
国産品の国内販売額		
国産品の自家消費額		生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載
売上高 (国内販売額 + 自家消費額)		
利潤(利益)	営業利益	上記売上高を基に算出 製造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
	経常利益	
生産高(量)		自家消費分を含む
生産性	[生産量 / 雇用]	
投資	設備投資額[該当貨物部分]	造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
	投資率[上記投資額 / 全社投資額]	
投資収益	[営業利益 / 設備投資額]	
	[経常利益 / 設備投資額]	
操業度（稼働率） [生産量 / 生産能力]		
キャッシュフロー（営業）		利造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
期末在庫		
雇用		対象期間中の対象製品の生産・販売に関わった平均雇用人数 社内で通常使われている配賦基準に基づく
賃金		対象期間中に対象製品の生産・販売に関わった従業員への賃金の合計を雇用人数で除した額 社内で通常使われている配賦基準に基づく
成長		例えば研究開発費等、産業の成長を左右する指標の動向について説明
資金調達能力		例えば新規設備投資の動向等、資金調達能力を表す指標の動向について説明

③ 因果関係

- 因果関係については、国内産業の損害が①ダンピング輸入の影響であることだけでなく、②ダンピング輸入以外の要因についても説明することが必要。

- **営業現場での声（営業日誌や取引先とのやり取り結果等）**をもとにした説明

①

- ダンピング品の輸入量の急増及び価格の引き下げにより、国産の貨物の販売量、市場占拠率及び販売価格が下落。
- 現に、使用者から、ダンピングされた安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている。
⇒これらの事実は、ダンピングと損害に因果関係があることを十分に示している。

(1) 第三国輸入品の影響：国内産業への損害は、調査対象国ではない国（第三国）からの輸入によるものではないか？

【説明の例】

- 第三国からの輸入品の価格を調べたところ、ダンピング品の価格や、国産の貨物（日本国内でダンピングと競合する品）の価格を常に上回っている。
- 購入者は、価格で購入先を決定する。
⇒よって、国産の貨物の価格を引き下げていたのは 第三国からの輸入品ではない。

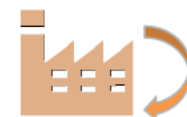


②

(2) 自家消費の変動：国内産業への損害(売上高の減少)は、自家消費（自社内取引）の減少によるものではないか？

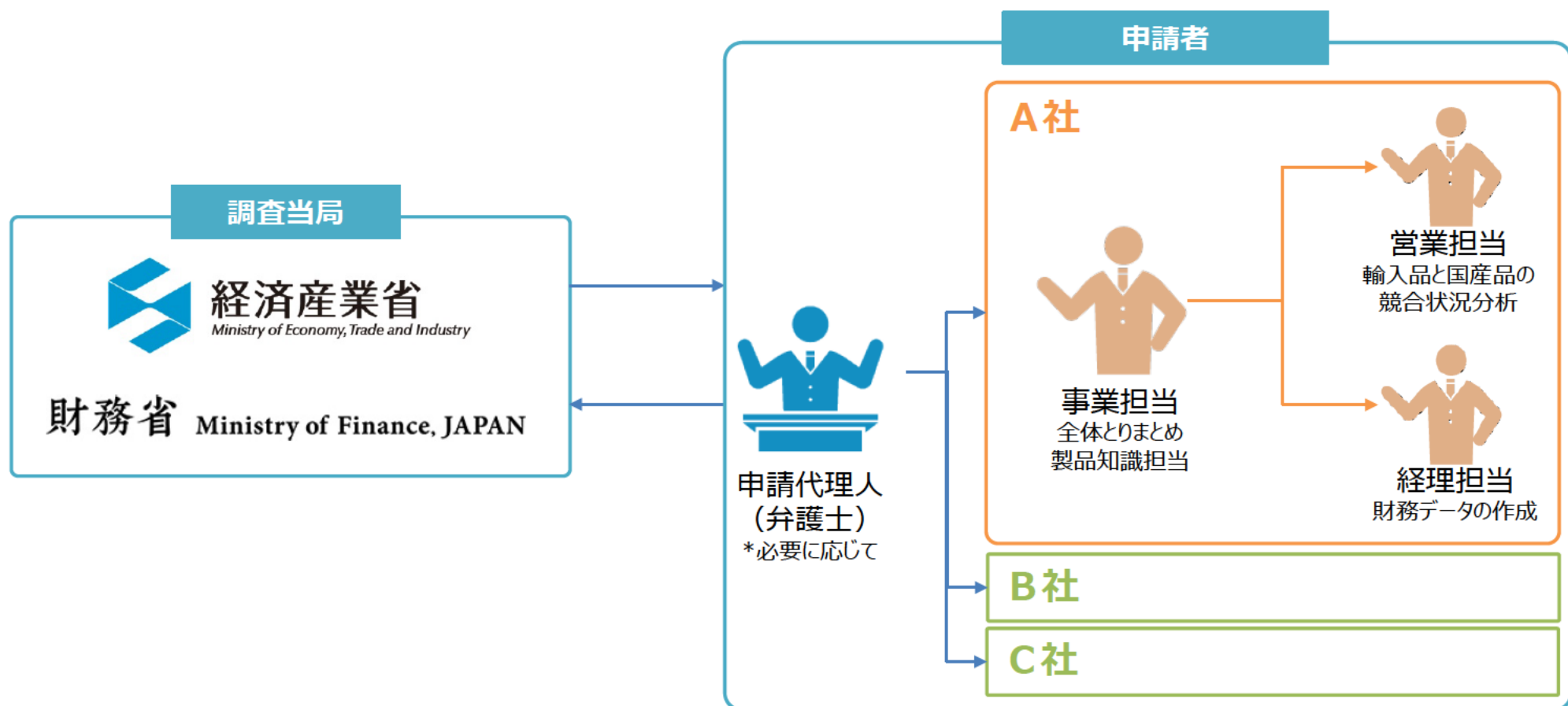
【説明の例】

- 2011年から2013年の間で自家消費分の生産高に顕著な変動はない。
- 自家消費分の出荷価格は、ダンピング品の影響を受けている商品市場価格を適用。
⇒自家消費についての価格及び売上高の2011年以降の減少は、ダンピング品の価格引き下げによるものである。



【FAQ】いざ申請をするには、どのような社内体制が必要ですか。

- 申請書作成にあたっては、調査対象産品に係る知識や、調査対象産品の財務データの切り出し、輸入品に関する分析等が必要です。よって、調査対象産品の事業担当、営業担当、経理担当の方等でチームを編成するのが一案です。



【FAQ】社内では「ADの申請は難しい」という意見が大半です。本当ですか。

- ここ数年間で行われた制度改革により申請のハードルが下がっています。特に、申請に向けて同業他社と調整する負担は大きく軽減しています。

【近年実施した主な制度改革一覧】

ポイント	制度改革前	現行	改正年
団体名で申請する場合の要件緩和	構成員の <u>過半数以上</u> が生産者である必要	構成員の <u>2以上</u> の者が生産していれば申請可能	平成28年5月
申請時に必要な業界内の合意要件の緩和	<u>概ね50%以上</u> の生産高を有する者での申請が必要。	<u>25%</u> を満たせば申請が可能。	平成29年4月
申請時に必要な情報の簡素化	申請者が <u>国内産業の相当な部分</u> （概ね50%以上）の損害指標を提出する必要。	申請者が <u>合理的に入手可能な範囲</u> の損害指標の提出で許容されうること を明確化。	平成29年4月
国内生産者の支持状況の要件を緩和	申請者の生産高合計で50%以上を占め、申請への賛成が反対を上回ることを、 <u>申請前に、申請者が確認</u> する必要。	申請者の生産高合計が50%に満たない場合、申請への賛成が反対を上回ることを、 <u>申請後に、産業所管省庁が確認</u> できる。	平成29年4月
申請・調査開始の判断から輸入生産者等を除外可能に	国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を <u>含めて</u> 、要件を判断する必要。	国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を <u>除いて</u> 、要件を判断する必要。	平成29年4月

【FAQ】申請者の名前や申請書に記載した内容は全て公開されますか。

- 申請者の名前は、調査開始時に財務大臣告示において公開されます。
- 申請書に記載した内容のうち、申請者の営業活動等が明らかになる情報等は非開示扱いとすることができます。（申請書は、「開示版」・「非開示版」等を作成する必要があります。）

調査開始時の告示の例

財務省告示第〇号

X国産の◆◆に対する関税定率法第八条第五項の調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和A年B月C日

財務大臣@@@@

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

〇〇社 東京都◇◇区□□一丁目一番一号

●●社 東京都◆◆区■ ■二丁目二番二号



告示ではさらに、調査対象となる貨物の品名や、調査対象国、調査開始日、調査対象期間、調査対象となる事項の概要等について定めます。

非開示扱いとする情報の例

① 生産高や製造原価、販売費、実際の取引価格等の数値

《例 i : 割合により生産高が判明してしまう場合》

当社の生産高が国内総生産高に占める割合【33.3%】



当社の生産高が国内総生産高に占める割合は【約33%】

概数で示す

《例 ii : 生産高の推移を示すことが必要である場合》

年	X	X+1	X+2
生産高 (千MT)	786	693	603
↓			
生産高 (千MT)	【100】	【88】	【77】

指数で示す

② 顧客又は供給業者の名称等、その他の企業秘密に該当する語句

《例 : 企業数は公開可能、企業名は秘密にあたる場合》

取引企業は、【〇〇株式会社】と【××株式会社】である。



取引企業は、【A社】と【B社】である。

匿名化して示す

AD措置について何でもご相談ください！（再掲）

- 経済産業省特殊関税等調査室の相談窓口（qqfcbk@meti.go.jp）に、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。

ご相談内容の例

こんな事例はありませんか？

- 競合製品が信じられないほどの安値で輸入されていることが発覚
- 取引先から、「輸入品はこれだけ安いので国産品も価格を下げないと買えない」と言われた
- 諸外国への輸出価格の中でも、日本への輸出価格が特に安い
- 他国でAD調査が始まり、その対象となった製品の日本への輸出が増えているように思われる
- 不当廉売の疑いがある気がするが確証が持てない。どこまで調べれば良いのかわからない
- 申請を検討したいが、何から手を付けたらよいかかわからない

※一部の御相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。
その場合は、担当部署をお伝えさせていただきます。

経済産業省から情報も発信しています！

- ① **ADニュースレター（2か月に1回程度メール配信）**
日本のAD措置のケース紹介や、有識者によるスペシャルコンテンツ、モニタリングシステムの紹介、主要国におけるAD措置の状況等について情報を発信



【購読申込方法】

1. 左のQRコードを読み取る
2. メールアドレスの登録を行う（仮登録）
3. 上記アドレス宛に届くメールにある手順に沿って本登録を行う →購読申込完了！

- ② **一般公開セミナーの開催（年2回）**
経済産業省からの制度説明に加え、産業界や法曹界、世界の調査当局等からゲストを呼び実務に関する議論等を展開 ※ご要望に応じて個別セミナーや相談会の開催も可能です

- ③ **経済産業省HP（貿易救済措置）[リニューアル!]**
モデル申請書や申請の手引き、輸入動向モニタリングシステム、過去のADニュースレター等様々なコンテンツを提供中
「貿易救済措置」で検索！

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html